

アイヌ民族の過去と現在

【平成26年8月23日 福島会場：福島県文化センター】

落合 研一 氏 北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授

2011年1月に北海道大学大学院法学研究科博士後期課程中途退学

2011年2月より北海道大学アイヌ・先住民研究センター助教

2014年4月より同センター准教授

専門は憲法学（先住民政策・先住民の権利等）。

主に平等原則や民主主義を採用している日本国憲法のもとにおけるアイヌ政策の可能性に関する研究に携わっている。



アイヌ民族の過去と現在

はじめに

イランカラッテ、こんにちは。本日は、ようこそお越しくださいました。昨日、初めてこちらのホールにお邪魔した際に、あまりに広いのでかなり緊張するのではないかと思いましたが、案の定、ちょっと緊張しております。

本日は「アイヌ民族の過去と現在」について、少しでも学習めいたお話にお付き合いいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは早速始めたいと思います。

まず、「アイヌ民族の過去」ということで、現在では北海道と呼ばれている蝦夷地の歴史からたどっていききたいと思います。

蝦夷地の歴史——アイヌ文化の成立

皆さんは、小・中学校の歴史の授業などでは縄文、弥生、古墳、奈良、平安、鎌倉、室町といった、いわゆる本州の時代区分で歴史を習ったことと思いますが、蝦夷地の時代区分というのは、本州の時代区分とはやや異なっております。本州で旧石器時代から縄文時代に移るころ、蝦夷地でも縄文文化が展開されたわけですが、のちに本州には大陸から稲作が伝わって弥生文化になっていくわけですね。ところが蝦夷地はやはりとても寒冷な気候ですから、稲作が伝わってきてもうまく育たないということで、稲作の文化には移行しませんでした。そのため本州で弥生時代と呼ばれる時期は、蝦夷地では続縄文文化と呼ばれ区別されています。本州で古墳時代に移りますと、クリル諸島、つまり千島列島、それからサハリンといった一帯に暮らしていた先住民族の人々の文化というのが蝦夷地の北部に伝わってきまして、蝦夷地の北部から東部にかけてオホーツク文化というのが発展したわけです。他方、北海道の南部では、本州の古墳文化の影響を受けた新しい文化として、擦文文化が展開されてきました。この名称というのは、例えば縄文時代は、縄目の文様のある土器を使用していたからそのように呼ばれているわけですが、この擦文文化も土器の文化で、その土器に擦った文様がついています。そのような土器が主に使われていた文化なので、擦文文化と呼ばれているそうです。

やがてこの擦文文化とオホーツク文化が接触するわけですが、鉄器を使うようになった擦文文化圏の人々と、主に獣骨を使っていたオホーツク文化圏の人々が争うようになると、やはり鉄器をもっている文化圏の人々が徐々に優勢になっていきます。ちなみに、オホーツク文化圏の遺跡からは、海獣の骨をととても精密に加工した様々なものが発掘されています。アザラシやオットセイの骨を使って、非常に精密な釣り針であるとか、鏃であるとか、銚の先端などをつくっていたのです。そういったものは網走市にありますモヨロ貝塚というところで実際にご覧いただけますが、それは本当に素晴らしいものです。とはいえ、やがて擦文

文化が北海道全土に普及していったのです。

それで、肝心要のアイヌ文化についてなのですが、アイヌ文化というものは基本的に、このような北方オホーツクの文化、本州から伝わってきた擦文文化、あるいは中国大陸の文化といった様々な文化の影響を受けて成立したものだといわれています。それはいつ頃なのかといいますと、13世紀末のことだといわれています。



それでは、何をもってアイヌ文化が成立したといえるのか。これには色々な説明がありますので、どれが正しいということはないと思うのですが、考古学という研究分野の成果として言われていることをご紹介します。写真をご覧いただくとおわかりのように、土器の内側にフックがついていますね。このような土器を

「内耳式土器」、「内耳式土鍋」と呼んでいるそうですが、それまでの土器というのは、皆さんもご存じのように、底がすり鉢状になっていようが平らになっていようが、いずれにしても地面に置いて使う土器だったわけです。ところが、この内耳式土器は、その鍋のへりについているフックに鉤を引っかけ、吊して加熱調理するという新しいスタイルのものでした。このことが、アイヌ文化の特徴のひとつだといわれています。竈に土器を置いて加熱調理する生活から、家の真ん中に囲炉裏をつくり、そこに土器を吊して加熱調理する生活になる。このことが、まず大きな変化だというわけです。それから、土でできた内耳式土器は、それ自体が重いのに、土でつくったフックに鉤をかけて、さらに具材を入れて煮炊きすれば、重みでフックがすぐにとれてしまうし、鍋もボロボロ壊れてしまいそうですよね。そういうこともあって、これらがすべて鉄でつくられるようになっていったのでしょう。こうして「内耳式鉄器」が使われるようになり、土器が使われなくなった。この2点が、考古学の観点からみたアイヌ文化成立の要素だといわれております。

蝦夷地の歴史——江戸時代末まで

さて、この先はポイントをかき摘まんで説明させていただきたいと思います。

ここから重要となってくるのは「商場知行制」ですね。いきなり江戸時代になってしまい申し訳ありませんが、江戸時代になりますと、松前氏が徳川家康から黒印状をもらって、蝦

夷地の支配が認められました。ですから、蝦夷地は松前藩によって統治されることになったわけです。とはいっても、その範囲は渡島半島のごく南の地域に限られていました。さて、当時の各藩は武士のお給料を何で支払っていたかといいますと、石高ということからもお分かりのように、米を支給する形で支払っていたわけですね。ところが、松前藩の領地である蝦夷地では米で給料を支払うことができませんでした。では、どのようにしてお給料をあげようか、ということになるのですが、そこで松前藩が考え出したのが、蝦夷地で暮らしているアイヌの人々と交易する権限、独占的に交易する権限を家来に認める、ということだったのです。その交易の場として家来に与えられたのが「商場」でした。商場をもらった武士がそこでアイヌの人々と交易し、アイヌの人々が獲ったもの、つくったものを得る。本州の様々なものをそれらと交換する。そのような交易による利益が武士のお給料になっていったわけです。

ところが、この「商場知行制」がやがて「場所請負制」に変化していきます。この2つがどのように違うのかといいますと、商場をもらった武士は武士であって、交易の専門家ではないので、自らアイヌの人々と交易することがだんだん面倒になってくるわけです。そうすると、本州から交易のプロである商人を呼び寄せて、「俺の商場の運営をおまえに任せる」と。「その代わり、売り上げから一定の金額を税として俺に納めなさい。そうすれば、それ以上のアイヌの人々との交易の利益は自分のものにしてもいいよ」という形になっていきました。武士が自分の商場の運営を商人に請け負わせるようになっていったから「場所請負制」と呼ばれるようになったわけですね。

さて、「商場知行制」が「場所請負制」となるのは18世紀のことなのですが、17世紀の1669年には「シャクシャインの蜂起」という事件がありました。これは歴史の教科書にもきちんと載っている事件なので、名前だけは聞いたことがあるという方も少なくないと思います。どういう事件だったのかといいますと、松前藩が渡島半島の南部を支配し、家来たちに商場を与えていく。藩のために手柄を立てた武士が増えれば、当然商場も増え、当初は函館周辺にしかなかった商場が次第に北の方に増えていくわけです。そうしますと、このような事態に対するアイヌの人々の考え方といいますか、対応の仕方が分かれたのです。ここではアイヌの人々と区別するために、その頃に本州から蝦夷地に渡ってきた人々を「和人」と呼ぶことにしますが、ひとつは、アイヌの人々にとっても交易は大事でしたが、その交易の相手である和人がわざわざ蝦夷地の内陸まで来てくれるのだから、交易しやすくなってよいことだ、という風に好意的に捉えた人々がいました。他方で、私たちの土地である蝦夷地が和人にどんどん侵略されているのではないかと、このままでは蝦夷地全土を支配されてしまうかもしれないので、ここで少し押し返した方がいいのではないかと、という風に捉えた人々もいました。このように、アイヌの人々が2つの考え方をもつグループに分かれたのです。和人に友好的だった人々のリーダーがオニビシで、和人に敵対的だった人々のリーダーがシャクシャインでした。このオニビシとシャクシャインが現在の静内川を挟んで対峙し、やがて戦った

結果、シャクシャインが勝利しました。侵略している和人を蝦夷地から追い出したいと考えていたシャクシャインがアイヌの人々に決起をうながす檄文を飛ばすと、周辺のアイヌの人々も決起した。これがシャクシャインの蜂起と呼ばれる事件です。しかし、この蜂起は松前藩によって鎮圧されてしまいます。それまで松前藩の武士とアイヌの人々との交易は対等な関係でなされていたのですが、この事件以降アイヌの人々は、商場の知行主である武士に対してもう二度と武力蜂起などしないということを示すため、商場に来たときには必ず地べたに座って知行主に挨拶しなければならないなど、いわばアイヌの人々が松前藩に服従するという形になっていきました。ここから和人とアイヌとの主従の関係といますか、支配する側と支配される側という不対等な関係ができあがっていったといわれています。

ここで再び場所請負制のお話に戻りますが、商人たちは要するにより多くの利益を上げたいわけですね。商場をもらった武士は、自分たちの生計が成り立つだけの交易をしていたので、そこまで無茶な要求をアイヌ側にしてきたわけではないのですが、商人となれば、アイヌの人々に対する要求に際限がなくなるわけですね。アイヌの人々が運んでくる昆布であるとか、鮭であるとか、あるいは鮭を寒い蝦夷地で寒干しにしたもの、寒干しすれば塩などにつけなくてもいいので、塩分が少なくとてもヘルシーなわけですね。こうしたものが江戸などでもはやされて、とても貴重なものになったそうです。そうすると商人としては、「鮭50匹、今年はこれが最後なんて言っていないでもっと獲ってこいよ」ということになります。挙げ句の果てには、「獲ったらまたおいでね」なんて言っていないで、そのアイヌの人々を雇ってしまっ、請け負った商場で働かせるという形になっていきます。このようにして、商人とそこで交易相手になっていたアイヌの人々との関係も徐々に不対等な関係になっていったといわれています。

続いて1792年、皆さんの中には「長靴 (792) はいたラックスマン」という語呂で年号を覚えた方も多いかもかもしれませんが、ロシアが南下政策を執るようになり、ラックスマンが根室に來航する。それで江戸幕府はいよいよ危機感をもち、それまで松前藩にお任せで、ろくろく調査もしてこなかったわけですが、その蝦夷地とは一体どのような所なのか、そこに暮らしているアイヌの人々とはどのような人々なのか、きちんと調査しなければならない、と考えるようになりました。そして、時の老中、松平定信が伊勢、現在の三重県出身の秦億丸^{はたのあわきまる}という人に蝦夷地の調査を命じます。秦億丸のことはほとんどの方がご存じないと思いますが、間宮林蔵は有名ですね。この人が実は秦億丸のお弟子さんなのだそうで、1798年からこの2人で蝦夷地を調査しています。その調査の結果を江戸幕府に提出しなければならなかったわけですが、その報告書が「蝦夷島奇観」、「蝦夷生計図説」というもので、当時の蝦夷地の様子を詳細に記録した貴重な資料となっています。ここで、東京国立博物館に収蔵されている「蝦夷島奇観」の一部をちょっとお見せしたいと思います。

秦億丸は、スケッチがとてもお上手な方で、これだけ詳しく描写されたきちんとした絵が



のこっています。この男性が頭につけているものは、「サパンペ」というものです。ここに描かれている男性のスタイルは、儀式の時のいわば正装だそうですが、「エムシ」と呼ばれる儀式用の刀をもち、「ク」と呼ばれる弓をもっています。また、アイヌの男性は、この鬚が豊かであれば豊かであるほど女性にモテたといえますか、尊敬されたと聞いてい

ます。この「ク」という弓を使った儀式の踊りを「ク・リムセ」と言います。



この絵に描かれているのは舟ですね。日本語では舟というわけですが、ここをよく見ると「ホロチプ」と書かれています。このようにアイヌ語もきちんと記録されているわけです。「ホロ」は「ポロ」とも言うようですが、大きいという意味で、「チプ」が舟の意味です。下の部分が丸太を削ってつくられた「チプ」で、ここに鹿の腱などでつくった丈夫な

紐で結びつけるなどして板を張って、外洋に出ても大丈夫なようになっている大きな舟だから「ホロチプ」と記録されたわけですね。このように、日本語とは明らかに異なる言語、「ポロチプ」といったアイヌ語もきちんと記録されています。



最後の絵には調査に来た和人2人が描かれていて、どうやらアイヌの人々の歓迎を受けているようです。いくつか黒い容器が描かれていますが、これはアイヌ語で「シントコ」と言われているものです。ここではお酒が入っていますが、アイヌの人々にとって大切なものをしまっておく容器でした。これは、アイヌの人々がつくったものではなく、和人

との交易によって手に入れたもので、要するに「漆器」ですね。地域ごとに異なっていたと聞いていますが、ある地域では、ヒグマの毛皮10枚、あるいは鮭50匹とこのシントコひとつを交換できたそうです。ですから、このシントコをたくさんもっている人ほど狩猟がうまいということで、コタンと呼ばれるアイヌの人々の集落、その地域で尊敬されたと聞いています。

さて、先ほどの中村理事長のご挨拶にもありましたけれども、ここ福島、会津藩も蝦夷地

の統治に関係していたことがあります。ロシアの南下政策に幕府としても対応しなければならぬということで、秦億丸と間宮林蔵に蝦夷地を調査させたのですが、その後、江戸幕府が蝦夷地の直轄統治に乗り出した際、幕府は、会津藩を含む東北諸藩に蝦夷地沿岸の警備を命じています。会津藩は、オホーツク海沿岸、現在の別海町から雄武町の沢木というところにかけて警備の任務にあたったといわれています。ただし、網走市地域一帯は除く、というように記録には書かれていました。

北海道の成立

では、いよいよ明治時代に移りたいと思います。私のお話を聴きながらお気づきの方もいらっしゃると思いますが、私はこれまで現在の北海道のことをあえて蝦夷地と言ってきました。では、その蝦夷地がいつから北海道と呼ばれるようになったのかといいますが、それは明治2年の「太政官布告」により新しくできた明治政府が蝦夷地を北海道と改称し、開拓使という北海道を運営するための役所を設置してからのことなのです。それでは、何故「北海道」と呼ぶことにしたのか。今でこそ「北海道」とは、都道府県のひとつとして行政単位でもあるわけですが、実は、現在の都道府県制というものは、戦後になって日本国憲法が公布され、昭和21年に「地方自治法」が定められてからスタートしているので、「北海道」というのは当時単なる地名だったわけです。この地名と行政単位の違いというのがわかりにくいかもしれませんが、例えば「修学旅行、どこに行きましたか？」と尋ねると、大体の人が「東京に行ったよ」、「福島に行ったよ」と答えますよね。でも、じゃあ「徳州会からの収賄疑惑で辞職したのは誰だっけ？」と尋ねると、「それは東京都知事でしょ」といった答えが返ってきます。やはり修学旅行に行くときに、なかなか行政単位といいますが、行政組織のことをイメージすることはなく、訪れる様々な地域や観光名所のことばかり考えますよね。でも、「東京都知事」というときには、何となく「東京都」という行政組織の長といった統治制度をイメージしているわけです。このように、「東京」と「東京都」、「福島」と「福島県」というのは、ちょっとニュアンスが異なります。「福島県」というと何か行政単位という意味合いがあって、「福島」といえば純粹に地名だということになります。そして、「北海道」というのは、現在では地名であるとともに行政単位でもあるのですが、当初は単なる地名だったというわけです。

ここで北海道という地名の由来をお話しする前に、折角なのでなぜこの地域を福島というようになったのか調べてみましたら、1593年頃、ここに杉目城という城があったそうですが、木村吉清という武将がその城の名前を福島城に改めたのだそうですね。なぜ福島にしたのかといいますが、これまた諸説あってどれか正しいのか私にはわかりませんが、「信夫伊達風土記」というものをみますと、当時、その辺一帯が沼地で、ポツンと島のようにお城があったのですが、そこに信夫山からいつも風が吹き下ろしていた。だから風の吹く島で「吹く島」だと。でも、「吹く」ではあまり縁起がよくないといいますが、もっと縁起のよい名前にする

ために「福」の字をあてた、という説明もあるそうです。

現在の福島という地名にはこのような由来があるそうですが、では、北海道という地名の由来は何かといいますと、それは明治政府が成立した目的と深く関係しています。明治政府は「王政復古の大号令」によってスタートしました。王政復古というのは、天皇を中心としたかつての政治体制を復活させる、ということです。では、復活させるかつての政治体制とはいつのことなのかといいますと、それは、天皇の勢力ないし権勢がもっとも充実していた奈良時代のことを指していたわけです。その奈良時代、当時の朝廷の統治がおよんでいた地域の行政単位がどうなっていたかといいますと、それを五畿七道と言ったわけですね。五畿というのは、摂津、和泉、河内、大和、山城という畿内の5つで、それ以外のところ、現在の近畿圏以外のところをどのように分けていたかといいますと、それが七道、すなわち山陰道、山陽道、北陸道、そして東山道というのがありまして、残りはすべて「海」がつく東海道、西海道、南海道だったわけです。奈良時代には北海道がなかったわけですね。他方、明治政府が蝦夷地を新たにどう呼ぶか考えていたときに、当時の開拓次官のひとりで、幕末から何度も蝦夷地を訪れてアイヌの人々と一緒に実地調査をしていた松浦武四郎が、アイヌの人々の蝦夷地の呼び方を参考に6つの呼称を提案しました。そのひとつに「北加伊(ホッカイ)」というものがありません。そこで、このホッカイを先ほど挙げた五畿七道に類した「北海」として、それに「道」をつけることで、ようやく明治2年になって天皇の統治が蝦夷地にもおよんだということを示す意図もあって、北海道と呼ぶことになったわけです。天皇を中心とした国づくり、あるいは近代国家の成立によって、天皇の支配がそこにまでおよんだという意味合いが北海道という地名に含まれているということ、一応ご紹介しておきたいと思います。

明治政府によるアイヌ政策

さて、明治4年になりますと、明治政府は戸籍法というものを定めました。そして、アイヌの人々を平民として日本国民に編入したわけです。明治時代になって、江戸時代の頃の士農工商という身分制度はなくなり、一応、平等な世の中ということになったわけですが、それでもやはり天皇中心の国づくりということで、皇族の地位が高くあって、その下に平民がありました。アイヌの人々はその平民に統合されたわけですが、それは同時に「天皇の臣民」になったことを意味します。そうすると明治政府は「アイヌの人々も天皇の臣民にふさわしい生活を送らなければならない」と考えて、先ほど紹介したような、江戸時代にあれだけきちんと記録に遺されたアイヌの人々に固有の伝統的な文化、そういったもののいくつかを「陋習」、つまり醜い風習ないし卑しい習俗とみなして禁止してしまいました。その禁止を伝える当時の行政文書が「開拓使事業報告附録布令類聚」に載っているのですが、どのようなことを禁止したのか。アイヌの女性は入れ墨を、また男性は耳環をしていたのですが、それをここで禁止したことがわかります。「今より出生の女子、入れ墨等堅く禁ずべきこと」、「今より出生の男子、耳環をいたし候儀、堅く禁ずべきこと」。ただし女性についてはしばらく容

赦することなどが書かれています。そしてもうひとつ、私はアイヌ語を禁止したといった資料を見たことはないのですが、少なくとも「言語はもちろん文字も相学ぶ候様心がけるべきこと」と書いてあります。ここで示している「言語」というのは、もちろんアイヌ語ではなく日本語です。また、アイヌ語は文字のない言語でした。なので、アイヌの人々は口承伝承をしてきたわけですが、そのため様々なお話を伝えていくための歌といったものもたくさんあって、そうした豊かなアイヌ文化のひとつの要素になっているわけです。ただ、今後はライティングシステム、書くための文字も含めて日本語を一生懸命勉強しなさい、というように日本語の習得を強く推奨しました。

明治5年になりますと、明治政府は「北海道土地売貸規則」、「北海道地所規則」というものを定めます。これはどのようなものかといいますと、本州では地租改正が実施されたということをご存じだと思います。要するに、明治政府は、当時の欧米列強諸国に負けないように、富国強兵を急いだわけです。そのためには安定した歳入を確立する必要がありました。国家財政を豊かにするためにも確実な歳入が必要だったわけですね。ところが、江戸時代以来の徴税システムはどうなっていたかということ、石高という言葉からおわかりのように、人々は土地から収穫される米や作物によって税を納めていたわけです。そうすると豊作の年は歳入が多いけれども、不作の年が続いてしまうと途端に財政が苦しくなってしまいます。このように農作物で税をとるというシステムではうまくいかないわけです。それでは、安定して確実に税をとるにはどうしたいのか。そのためには土地を区分してそこに所有者を割り当て、つまり税金を負担すべき人を割り当てて、その人々から現金で税を徴収すればよい。そうすれば豊作だろうと不作だろうと確実なわけです。それを明治政府が本州で実施していったのが地租改正で、その北海道バージョンが「北海道土地売貸規則」や「北海道地所規則」であるとのお考えいただければいいのではないかと思います。

ところが、これがアイヌの人々にとって決定的なダメージとなりました。アイヌの人々は、先ほどもちょっと言葉を使いましたが、基本的には「コタン」と呼ばれる集落を単位に暮らしていました。そしてその周りには豊かな自然環境の中から、衣服の素材になる樹皮、あるいは薬の素材になる薬草、そういった様々なものを採取したり、あるいは鹿やヒグマを獲ったりといった、いわゆる狩猟採集の生活をしていたわけですね。その狩猟採集の場を含むコタンを中心にした広い空間のことを「イオル」といいます。その「イオル」という空間は、そこに暮らしているアイヌの人々みんなのものだと考えられていました。和人に身近なものでは「入会」に似たような発想で、その土地あるいはその空間をみんなのものとして大切にしていたわけです。ですから、明治政府がそのような土地を勝手に区分して、「はい、この区画の土地の持ち主は登録しなさい。登録したらその区画の土地はあなた個人のものでしょ」と通達していったところで、アイヌの人々はそのような通達が来てうまく対応できませんでした。

一つは、今お話ししたように、土地の所有概念がまったく異なっていたので、土地を個人で所有することがどういうことなのかがよく伝わらなかった。そしてもう一つですが、そのような通達が文書で、それも日本語の文書で届いたところで、アイヌの人々に文字を含めて日本語を学ぶように指導し始めたのがその前の年のことだったのですから、その翌年に文書でそういった通知が来たところで、それを読んできちんと理解することは、やはり難しかったらと思うます。

このような背景事情もあって、アイヌの人々は、「この区画は自分の土地です」と役所まで登録しに行かなかったわけです。そうすると所有者が登録されていない区画がそのままになってしまうわけですが、本州から移住してきた和人が北海道のそうした土地を「ここは私の土地です」といってどんどん登録してしまいます。その結果、北海道の土地で法制度に則ってきちんと所有権を獲得したのは、和人ばかりということになってしまいました。要するに、アイヌの人々はその土地で長年ずっと暮らし続けてきたにもかかわらず、明治時代になって「北海道土地売貸規則」や「北海道地所規則」が定められると、和人ばかりが土地の所有権を獲得してしまい、アイヌの人々は実質的に土地を喪失していったと言えるのだらうと思うわけです。

さらに、この時期に本州から和人がドドッと移住してきたので、北海道の鹿が激減してしまいました。本州から移住してきた人々には、もちろん本州で農業をきちんと営んでいた人々も少なくなかったのですが、やはり北海道の気象条件、自然環境がもともと暮らしていた地域とあまりにも異なっていたので、北海道で農作業してもうまく収穫が得られませんでした。そうするとやはり飢えてしまいます。そのときにアイヌの人々が教えてあげたわけです。こうして和人も鹿を獲るようになりました。そうすると、アイヌの人々が自分たちの生きるのに必要な分だけ鹿を獲っていた頃は、まさに蝦夷地における需給バランスがきちんととれていたわけですが、和人がドドッと移住してきて、その人々がドドッと鹿を獲ってしまうので北海道の鹿が激減してしまいました。

その事態を知った明治政府は「これでは鹿が全滅してしまう」ということで、これはよく日本で最初の、そして世界的にも先駆けといえる「自然環境保護法」だとちょっと評価する向きもないわけではないのですが、「北海道鹿猟規則」というものを定めました。これによって北海道での鹿猟が禁止されたのはアイヌの人々だけではなく、和人も含めて全般的に禁止されました。正確には、全面的に禁止したのではなくて、それまでは誰でも獲りたいだけ獲ってよかったものを年間600人の免許制にして、今でいう5万円程度の猟業税を支払いなさい、といった内容でした。この5万円の猟業税は、当面の間、免許が認められたアイヌの人々については免除することになっていましたが、それにしたって、アイヌの人々はこれまでのように自由に鹿を獲ることができなくなってしまったのです。

ちなみに、明治18年から昭和15年にかけて、福島から北海道にどのくらいの人々が移住したかというのが、この「北海道庁統計書」というものに載っておりましたので、一応ご紹介しておきたいと思います。この55年間に7,800世帯、およそ3万人の方々が福島から移住した

そうです。全体的な北海道の人口については、明治2年の段階では約6万人でしたが、明治19年には約30万人、そして大正7年の頃には200万人にも膨れ上がっています。このように、アイヌの人々が暮らし続けてきた蝦夷地においても、アイヌの人々は、数的な面でも、そして文化が失われていくという面でも、あっという間にマイノリティに追い込まれてしまいました。それまで暮らし続けてきた土地を失って、狩猟採集を中心とした伝統的なライフスタイルも維持できなくなってしまう。至る所の土地が和人の所有地になってしまい、それまでのように猟をしても獲物がその土地に逃げ込んでしまえばそこに立ち入って猟をすることはできません。こうして狩猟採集がそれまでのようにはできなくなってしまったアイヌの人々は、当然、困窮に苦しむようになってしまうわけです。

明治23年になると帝国議会が開設されるのですが、このような状況を把握した加藤政之助という衆議院議員が第5回帝国議会に「北海道土人保護法案」というものを提出しました。現在では、インターネットでも帝国議会の議事録をすべて読むことができるのですが、それをつぶさに読んでみますと、この北海道土人保護法案についてもかなり真剣に議論がなされています。加藤政之助は、困窮に苦しんでいるアイヌの人々の生活を向上させるためには、政府がアイヌの人々に無償で農地を与え、農業に必要な農具や種子、苗なども与え、そうして農業に従事させることで経済的に自立できるようにするべきだと訴えました。このような主張に対して、議会ではふたつの反論がありました。一つは「その方法では本当の意味でアイヌの人々を保護することにならない」というものです。本当の意味でアイヌの人々を保護するというのなら、アイヌの人々が伝統的なライフスタイルを維持できるだけの広い空間を確保して、そこでアイヌの人々がそれまでどおりの生活をできるようにするべきだ、というのがひとつ。もう一つは「アイヌの人々に農地や農具をあげても、すべて売ってしまうのではないか」というものです。農業に必要なものをあげてもすぐに売り払ってお金に換えてしまうだけで、農業で自立できるようになる保証がない。このような批判があって、この法案は廃案になってしまいました。政府委員の答弁を読む限り、この時期には、明治政府にもこの課題に対応しようという意欲はあまりなかったといえるでしょう。

ところが、何もしいないまま年月を経るにつれて、このことが列強諸国の知るところとなります。明治27年には日清戦争に勝利して、和親条約や修好通商条約といった不平等条約の改正が現実味を帯びつつあったのですが、北海道という地域に困窮に喘いでいる人々がいるのに、明治政府は何も対処していない。列強諸国からこのように受け取られるとまずいわけです。そこで、加藤政之助が提出したものとほぼ同じ内容の法案が、今度は政府側から提出されました。それが明治32年のことでした。これが帝国議会であっさりと可決されて「北海道旧土人保護法」になります。ちなみに、加藤政之助が提出したものは「土人保護法案」だったのですが、政府側が提出したものは「旧土人保護法案」で、ここには「旧」がついています。なぜ「旧」がつけられたのかということについては、戦後の国会の議事録に説明があります。

ここで触れられている“土人”という言葉は、かなり古くから本州においても使われてい

て、様々な資料でも「地元の人」という意味で頻繁に使われているそうです。だからそもそも“土人”には差別的な意味はなかったという見解もあるようです。それはそのとおりなのかもしれませんが、広辞苑にも「軽侮の意を含んで使われた」と説明されていますから、広辞苑が絶対に正しいわけではないにせよ、少なくとも現在では“土人”は差別的な用語だという理解が一般的なように思います。いずれにせよ、加藤政之助の法案でも政府側の法案でもアイヌの人々のことを“土人”といているわけです。戦後になって、「アイヌの人々を“土人”と呼ぶような法律を六法全書に載せたままにしているのは、国際的にも恥ずかしいことではないか」と質した議員がいたのですが、それに対して政府は、「“土人”は差別的な言葉かもしれないが、この法律はアイヌの人々を“旧土人”といているのであって、“土人”といているのではない。アイヌの人々はかつて“土人”だったけれども、今はそうではないということを明確にするために「旧」がついている」といった趣旨の答弁をしています。戦後の政府答弁が旧土人保護法制定当時の明治政府の認識を正確に説明しているのかどうかわかりませんが、少なくとも明治政府は、旧をつけることによって、かつて土人だったアイヌの人々は既に天皇の臣民であり、それにふさわしい人々になっている、ということを示したかったのかもしれないね。

では、旧土人保護法とは具体的にどのような内容だったのでしょうか。先ほどもお話ししたように、農地として1万5,000坪以内の土地を無償で与える、そして農具や種子などの農業に必要なものを与えるということ以外にも、病気に罹ったときには診察代や薬代を給付する、人が亡くなったときには埋葬料を給付する、さらにアイヌの人々が多く暮らしている地域にはアイヌの子どもたちだけが通える小学校をつくる、その授業料も支給する、そういった内容になっています。現在でいうところの社会保障、生活保護や国の学費負担といった社会保障的な内容も含まれていて、ある意味、保護法といわれればアイヌの人々を保護する側面も確かにあったわけです。法学的な観点からは、そのような様々な施策がパッケージで含まれている、いわば「パッケージ立法」だったということができると思います。

ただ、実際にはこの法律に基づいて下付された土地のほとんどが農業に適さないものだったそうですし、1万5,000坪以内の土地を与えるとしていながら、下付された土地のほとんどがはるかに狭いものだったといわれています。明治32年までには、農業に適した肥沃な土地のほとんどが和人のものになってしまっていたでしょうから、基本的に農業に適していない土地しか残っていなかったと考えられます。また、アイヌの人々は農業をまったくしてこなかったわけではなく、ヒエとかアワとかをつくっていたそうですが、それでも農業を中心に暮らしてきたわけではないので、農業を生計の中心としていくには農業の指導もきちんとしなければなりません。このことは帝国議会の審議でも指摘されていて、政府はきちんと指導していくと答弁していたのですが、北海道旧土人保護法が制定されてから、そのような指導はついぞなされなかったようです。農業に不慣れなアイヌの人々に農業するのに難しい土地を与えておいて、きちんと指導したのかといえれば結局その指導もなされなかったの

すから、この法律が成立しても、アイヌの人々の生活を改善させるには至りませんでした。

戦後のアイヌ政策

こうしてアイヌの人々の経済的状況が向上することのないまま、明治時代が終わり、大正時代を経て、昭和になるのですが、その後はもう戦争ということで、アイヌに対する施策で主だった話はないわけです。では、戦後になってアイヌ施策がどうなったかということになるのですが、昭和21年に日本国憲法が公布されます。士農工商という身分制度がなくなったという意味では、大日本帝国憲法、明治憲法のもとでも人々はある程度は平等だったのですが、それでも不完全だったということで、日本国憲法には、平等に関する条文がきちんと明記されました。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、それが日本国憲法の14条です。ここには「すべて国民は法の下において平等である」と書かれていて、とくに人種、信条、性別、社会的身分、または門地、この門地というのは家柄だと考えていただければいいと思いますが、こうしたものによって、政治的、経済的または社会的な関係において差別されない、というのが14条の内容なわけです。

これはとてもいい条文なのですが、ここに「人種」によって差別されないとあって、要するに、国は人種によって区別して扱わない、扱ってはならないと定められています。そのために、北海道旧土人保護法に基づいてアイヌの人々だけを対象に社会保障施策を実施することが難しくなっていました。実際に、日本国憲法が公布されてから生活保護法が制定され、これは現在も適用されている法律ですが、これが制定されると、旧土人保護法にあった社会保障に関する規定が削除されてしまいます。また、教育基本法が制定されると、旧土人保護法にあった就学支援に関する規定も削除されてしまいました。つまり、旧土人保護法によって「アイヌの人だから」という理由でアイヌの人々だけを対象に社会保障施策をすることをやめて、アイヌの人々を含むすべての国民に対して同じ法律で同じように対応していくことになったわけです。経済的に苦しんでいる人々をサポートするのに、和人であろうがアイヌの人であろうがそれは関係がない、ということになっていった。このような政治的動向にあって、アイヌの人々は「それでは困る」という危機感をもたれたわけですね。そこで、憲法が公布された昭和21年に北海道アイヌ協会が設立されました。このアイヌ協会は、後に昭和38年に北海道ウタリ協会、「ウタリ」とはアイヌ語で「仲間」という意味ですが、アイヌ協会からウタリ協会に改称しています。この理由については、後ほどお話ししたいと思います。

他方で、先ほどお話ししたように、北海道庁が昭和21年から現在の北海道、地方自治体としての北海道になりました。そうすると、やがて北海道という行政単位で、北海道に暮らしているアイヌの人々に対する施策というものも実施されるようになります。といっても、かなり経って昭和47年からのことです。北海道ウタリ福祉対策というものですが、要するに、北海道に暮らしているアイヌの人々の生活実態を北海道が調査して、それに基づいて具体的に有効な施策をつくらう、というプランで行われているものです。昭和47年に1回目の生活

実態調査がなされ、その結果に基づいてアイヌの人々の生活向上を主な目的とする福祉対策がなされる。これが7年スパンで実施されて現在に至っています。

ここで「アイヌ文化振興法」のお話をしておきたいと思います。昭和59年になると北海道ウタリ協会は、北海道旧土人保護法を廃止して、それに代わる新しい法律を定めて私たちアイヌ民族を支援してほしいと要望することにしました。北海道旧土人保護法は、アイヌの人々の生活を支援する根拠になっていた法律だったのですが、先ほど日本国憲法が制定されると、アイヌの人々にとって本当に役に立っていた部分の条文が削除されていったというお話をしました。要するに実際にはもう役に立たない条文しかないのに、この法律が六法全書に残り続けていたわけです。そして「旧」つまり「かつての」という言葉がついていたって、“土人”という差別的な言葉がそのタイトルに含まれている法律が六法全書に載っている、このこと自体がアイヌの人々に対する社会的差別を助長しているのだから、もういい加減にこの法律を廃止してほしい。北海道ウタリ協会はこのように考えたわけです。北海道ウタリ協会は、新しく立法してほしい法律の内容も具体的に提示しています。これが「アイヌ新法(案)」と言われるものなのですが、このアイヌ新法案とともに北海道旧土人保護法の廃止を求める要望書を北海道知事に提出しました。これを受け取ったのは当時の北海道知事、横路孝弘さんという方だったのですが、どのように対応するべきか専門家にきちんと検討してもらおうということで、ウタリ問題懇話会というものを設置しました。この懇話会は、その翌年に報告書を提出し、北海道ウタリ協会のアイヌ新法案は日本国憲法のもとでも概ね認められるから、このような法律の制定を道としてもきちんと国に働きかけていくべきだと提言しました。北海道議会でもこのことを支援する決議がなされ、北海道知事と北海道議会がアイヌ新法の制定を国に強く求めるようになったわけですね。

そして、折しも平成6年、アイヌである萱野茂さんが参議院議員に当選しました。実は、この2年前に実施された第16回の参議院議員通常選挙で、萱野さんは日本社会党の比例代表名簿の11番目だったと思いますが、残念ながら次点で落選されました。1人分だけ議席に届かなかった。ところがその後、社会党の参議院議員の方が急逝されたために、平成6年に繰り上げ当選しました。この萱野茂さんは、北海道の平取町、旭川から南に下がっていったところ、札幌から南東に車で90分ほどのところにある町ですが、その平取町にある二風谷地区のご出身です。平取町の二風谷地区は、現在でもアイヌの人々の人口割合がとても高く、アイヌ民族の伝統的な文化が色濃く残っているところなのですが、その地域出身の萱野茂さんが、アイヌ民族で初めての国会議員になりました。アイヌ文化振興法の成立にとって、やはりこのことはとても大きかったと言えるでしょう。

また、その当時、社会党が与党で村山内閣でした。その内閣官房長官だった五十嵐広三さんは、長年旭川市長も務めた方ですが、アイヌ民族に対する理解のとても深い方で、北海道民芸品株式会社、現在の「ほくみん」を設立されて、アイヌ民族の木彫などを北海道土産として売ること、ひとつの産業にできるのではないかと、ということで、アイヌの人々の生活

基盤を確立するために奔走された方でもあるのですが、この方が内閣ナンバー2の官房長官だった。このような好条件が重なって、アイヌ新法、つまりアイヌ文化振興法の制定に向けた動きが大きく加速したのです。

阪神・淡路大震災が発生し、村山内閣はその対応に集中しなければなりませんでしたが、村山内閣の時期には成立できなかったのですが、村山内閣の後に成立した橋本内閣の官房長官、梶山静六さんも大変男気のある方で、阪神・淡路大震災の対応に力を尽くした村山総理と五十嵐官房長官に「俺が責任をもって必ずこれを成立させるから」と約束なされたそうです。それを有言実行で果たされて、平成9年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」、いわゆるアイヌ文化振興法が成立したわけです。これによって、このフェスティバルを主催している公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構というところをとおして、アイヌ文化の振興施策を展開していこう、ということになったわけです。

アイヌ民族の現在

ここからは「アイヌ民族の現在」について少しお話ししておきましょう。

まず、アイヌの人々の数についてですが、先ほどから何度もお話ししているように、明治政府のもとでアイヌの人々が平民として日本国民に編入されてから、日本国憲法になった現在でも、アイヌの人々は当然のことながら日本国民なわけです。日本国憲法には「人種」によって区別しないとありますので、国あるいは北海道がアイヌ民族について人口を調査したことはありません。ですから、日本国民の人口しかわかっていないわけですね。アメリカや台湾、あるいは中国でもちょっと事情が異なっていて、これらの国々の国勢調査には、民族について調査する項目もあって、それぞれ自分が何民族なのか、民族名の欄にチェックを入れて申告できるようになっています。自己申告でしかないのですから、その数値をどこまで信用できるかという課題があるにせよ、これらの国々では、実質的に民族ごとの人口調査がなされているということが出来ます。しかし、日本ではそれが無いわけです。ですから、何人のアイヌの人々がこの日本に暮らしておられるのか、という正確な数値は実はありません。ただ、先ほどご紹介したように、北海道に暮らしているアイヌの人々の生活実態を北海道が7年ごとに調査しており、その調査に応じてくださったアイヌの人々の数は明らかになっています。そのアイヌの調査対象者数が平成18年の段階で23,782名だったわけです。

この生活実態調査では、アイヌの人々をどのように定義しているのかといいますと、まずアイヌ地域社会で、つまりアイヌの人々が比較的高い割合で暮らしている地域で、アイヌの血を受け継いでいると思われる方。さらに婚姻や養子縁組などによってそれらの方と同一の生計を営んでいる方。もうひとつの条件として、アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合は調査の対象にしないとされています。

ここで重要なポイントとして、2点を覚えておいていただければと思います。

民族を定義するというのはとても難しいことです。学問の領域においても、「民族とはこうだ」という確たる定義はまだないのです。ただ、その定義をするにあたって、どのような要素を含めるべきか、ということについて2つ指摘されていることがあります。ひとつは客観的要件、もうひとつが主観的要件です。客観的要件としてひとつの指標とされるのが血統ですね。民族の血統をどれほど受け継いでいるか。北海道アイヌ生活実態調査の定義にもこれが含まれています。もうひとつの主観的要件、これは要するに「自分はアイヌ民族の一員だ」、「私はアイヌなんだ」というアイデンティティをもっているかどうか、ということです。あるいは、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化を大切にしながら、そういう考え方や世界観を大切にしながら生きていきたいと思っているかどうか。その人が何らかの民族のメンバーといえるかどうかは、このように客観的要件と主観的要件という2つの要素によって判断されるべきだと考えられています。

それでも、客観的要件と主観的要件のどちらをどれだけ重視するのか、といったことひとつをとっても、簡単には決められないわけですね。客観的要件の血統を重視しすぎれば、婚姻や養子縁組によってアイヌ地域社会で受け入れられている人々をアイヌ民族のメンバーとして認めることができなくなってしまいます。アイヌ民族の血統を受け継いでいないのだからそれは当然だろうと考える方もいらっしゃるかもしれませんが、もう小さい頃からその地域でアイヌの人々に囲まれて、アイヌ文化に囲まれて、そういう世界観に囲まれて育ってきた人が、その結果として主観的に「私はそのようなアイヌ文化を大切にしながらアイヌとして生きていきたい」と思っているのであれば、アイヌ民族の血統がなくてもアイヌ民族のメンバーとして認めてもいいのではないかと考えられるわけです。したがって、「私たちのメンバー」に関する条件を「私たちではない人々」が決めてよいのか、ということも含めて、慎重に検討しなければなりません。ここでは、民族のメンバーを定義するのはこのように極めて難しいことなのだ、ということをもっとご理解いただきたいと思います。

では、北海道外で暮らしているアイヌの人々の数はどうでしょうか。これもやはり、そもそも誰がアイヌ民族のメンバーと言えるのか定義することが難しいので、なかなか調査されていないわけですが、唯一、昭和63年に東京都が実施した調査があります。東京都内に暮らしているアイヌの人々の生活実態調査ですね。ですから、これも人口調査ではないのですが、この調査の結果、東京都内におよそ2,700人のアイヌの人々が暮らしているだろうと「推定」されています。そうしますと、北海道に少なくともおよそ24,000人、東京都内におよそ2,700人、アイヌの人々は日本全国に、少なくともおよそ27,000人いるということになります。しかし、日本国民の総人口におけるこの数値の割合がどうなるかといいますと、わずか0.02%です。北海道ではどうかと言いますと、それでも0.4%に過ぎません。

ただ、何度も申し上げますが、この数値は北海道のアイヌ生活実態調査の対象者数であって、現在北海道や日本全土に暮らしているアイヌの人々の全数ではありません。主観的要件をクリアしている、つまり、アイヌとしてのアイデンティティをもっていて、しかもそれを

表に出している人々の数なわけです。しかし、実際には、アイヌの血統を確かに受け継いでいて、アイヌとしてのアイデンティティをもっているけれども、「私はアイヌである」ということを表に出していない人々がかなりの数いらっしゃるだろうと予想されます。それはなぜか。それが、先ほどの北海道アイヌ協会が何故「北海道ウタリ協会」と名称を変えなければならなかったのかという理由と重なるのです。

アイヌの人々に対する差別について

北海道アイヌ協会というのは、新しく制定された日本国憲法のもとで、アイヌの人々のための施策を実施する法律の条項が削除され、日本国民という一元的な「私たち」という単位の中で埋没していきかねない状況になったときに、それに対してアイヌ民族の意見をきちんと発信していこう、「アイヌである私たちはこういうことを望んでいる」ということを国に、政府に、あるいは国会に対してきちんと働きかけていこうと、そういう積極的な思いをもった人々がつくったわけですね。その北海道アイヌ協会の会員になった人々も、皆さんそういう強い思いをもって会員になったはずなのです。でもその当時、アイヌの人々に対する社会的差別があまりにもひどかった。

私はその時代を生きていないので、実際にどのようにつらい目に遭われたのかというのは、伝え聞いていることでしかわからないのですが、結婚するとき、就職するとき、就職できたとしても職場で、子どもであれば学校で、兎にも角にもアイヌだとわかると、様々な形で差別され苦しまなければならなかったそうです。このような状況が深刻になるにつれて、協会の会員からも「北海道アイヌ協会」という名称では、その名称が印刷された封書などが届けられると自分がアイヌであることが近所に気付かれてしまうから、アイヌの人々の団体だということが露骨にわかる名称を変えてほしい、和人がそれを見てもすぐにアイヌの人々の団体だとわからないようにしてほしい、といった要望がなされるようになりました。そこで、仲間を意味する「ウタリ」というアイヌ語ならば和人が見てもすぐにはわからないだろう、というので、名称を「北海道ウタリ協会」に改めた。こういう経緯があったわけですね。差別がひどかったから北海道ウタリ協会になった、というお話なのですが、むしろ、「アイヌである私たち」の意見を公にきちんと主張していくために結成された北海道アイヌ協会までもがその名称から「アイヌ」を外さざるをえなくなるほど、アイヌの人々に対する差別がひどかった、ということを申し上げたいわけです。

そして、そのように非常につらい差別を体験した人々は、決して自分の子どもに同じ体験をさせたくないわけですね。これは当然のことだと思います。では、自分の子どもが差別されないようにするにはどうしたらよいか。そうすると、自分の子どもに「あなたにはアイヌの血が流れているんだよ」とか、「あなたはアイヌ文化についても、こういうすばらしい文化についても学ばなければいけないよ」などと教えずに、和人の子どもとまったく同じように育てよう、ということになるわけです。和人の子どもと同じように育てられて、本人も自分

がアイヌであることを知らなければ、何にも知らない子どもは当たり前のように自分が和人だと思って学校に行き、なかなかいじめられずにすむ。もちろん、まわりの人々に自分たちの子どもがアイヌであると気づかれないように、親だってアイヌであることを徹底して隠すようになる。こうやって自分たちの子どもを差別やいじめから守ろうとした人々が多かった。

要するに、アイヌの人々がそこにきちんと存在しているにもかかわらず、自らその存在を隠す、その立場を隠しながら暮らさざるをえなかったために、日本の社会においてその存在が見えなくなってしまったわけです。そのように日本の社会において見えないように暮らしてきた時代が残念ながら長く続いてしまったのです。

平成18年の「アイヌ生活実態調査」に「何らかの差別を受けたことがありますか?」という項目があります。それまでの調査にもずっとこの項目があるのですが、昭和47年や昭和54年の頃は、「差別を受けたことがある」という回答がまだまだ多い。でも、平成5年から11年、18年とその割合が減っていて、「自分に対してはないが、他の人が受けたことを知っている」という回答が増えています。自分自身は差別を受けたことがないという人が増えていて、一見、アイヌの人々に対する差別がなくなっているかのように思われます。でもこれは、アイヌの人々に対する和人側の理解がきちんと進んだから差別がなくなったのではなくて、アイヌの人々がそこに存在しているにもかかわらず、見えないように暮らしてきた結果、和人側がアイヌの人々はもういないと思いきよようになってしまった。日本国民の中にアイヌの人々が存在していることを知らない人が増えてしまった。その結果にすぎないのではないかと、思われます。アイヌの存在を知らなければ差別のしようがないからアイヌの人々に対する差別が減っているにすぎない、ということです。

ただその一方で、アイヌの若い世代には差別を受けたことのない人が増えてきました。先ほどお話ししたように、このような若い世代には、アイヌであることを教えられずに育てられた人も少なくないわけですが、そういう人々が大学に進学する、あるいは就職するために地元を離れるとき、あるいは成人するとき、そのような人生の節目において初めて、おじいさんやおばあさん、お父さんやお母さんから、「実はあなたにはアイヌの血が流れている」と告げられる。そうすると「自分は和人だと思ってここまで生きてきたのに、アイヌって何だろう?」、「アイヌの血が流れているっていうけど、アイヌであるとはどういうことだろう?」という様に、「自分は何者なのか」ということを見つめ直さざるをえなくなる。このようなきっかけをもった若いアイヌの人々が、改めて自らアイヌ文化を学ぼうとしています。こうしてアイヌ文化のすばらしさを知り、アイヌであるというアイデンティティを少しずつ形成している若い世代には、幸いにも差別されたというつらい体験もないので、自分がアイヌであることを自ら表に出して、アイヌ文化をきちんと回復させ、それを将来は自分の子どもにも伝えていきたいと活動し始めている人々が本当に増えています。これはとてもよいことです。ただし、こうしてアイヌの人々が自分たちの文化を取り戻し、日本社会において再びア

アイヌ民族の存在が誰からも見えるようになったときに、二度と同じ過ちを繰り返してはならない。アイヌの人々に対する差別が本当になくなったといえるかどうかは、まさしくこれからの私たちの姿勢にかかっていると思います。

では、もう少しアイヌ民族の現在について知っていただくために、生活実態調査の統計データからごく一部だけ、進学率を見ておきたいと思います。過去の調査結果に比べればかなり改善されてきていて、とくに中学から高校への進学率については北海道全体の進学率とあまり差がありません。

北海道アイヌ生活実態調査		進学率		就職率		その他	
		道内	アイヌ	道内	アイヌ	道内	アイヌ
中学校卒業	2006(平成18)年	98.3	93.5	0.3	1.4	1.4	5.1
	1999(平成11)年	97.0	95.2	1.1	2.6	1.9	2.2
	1993(平成5)年	96.3	87.4	2.0	9.8	1.7	2.8
	1988(昭和61)年	94.0	78.4	2.3	10.4	3.7	11.2
	1979(昭和54)年	90.6	69.3	3.4	20.0	---	---
	1972(昭和47)年	78.2	41.6	19.1	48.9	---	---
高校卒業	2006(平成18)年	38.5	17.4	18.8	49.9	42.7	32.7
	1999(平成11)年	34.5	16.1	23.9	56.1	41.6	27.8
	1993(平成5)年	27.5	11.8	37.3	65.4	35.2	22.8
	1988(昭和61)年	27.4	8.1	41.0	74.8	31.6	17.1
	1979(昭和54)年	31.1	8.8	42.4	78.5	---	---
	1972(昭和47)年	---	---	---	---	---	---

ところが、高校から大学に進学するかどうかになると、北海道全体の数値も比較的低いですが38.5%に対して、アイヌの子どもたちは17.4%にとどまっており、高校を卒業したアイヌの子どもたちの50%近くが就職するという状況になっていて、今もなお教育における格差は大きいといえます。何とか大学に進学しても、アイヌの学生の中退率が著しく高く、その背景として経済的理由がもっとも高いとも言われています。アイヌの子どもたちの進学率を上げることがアイヌの人々にとってよいこととは限りませんが、親も子どもも進学を望んでいるのに経済的理由でそれができないという場合について、有効な施策でサポートできるように、道においても国においても検討が進められているところです。

アイヌ政策の推進が求められる理由

さて、私の専門は法学、とくに憲法学なのですが、本日はもっぱらアイヌ民族に関する歴史についてお話ししてきました。もちろん、北海道土地売貸規則、北海道旧土人保護法、アイヌ文化振興法といった法律についてもお話ししたのですが、やはりどちらかといえばその歴史的位置づけをメインにお話ししてきたわけです。歴史学の専門家でもないのに歴史の話をして大丈夫なのか、と不安に思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、私がここでお話しした内容というのは、あるものに基づいています。それは何かといいますと、「アイヌ政策

のあり方に関する有識者懇談会報告書」というもので、そこでは、全42ページのうち17ページにもわたってアイヌ民族に関する歴史的経緯が説明されています。最後に、この報告書について簡単に説明させていただきたいと思います。

平成19年、国連総会において「先住民族の権利に関する国連宣言」というものが採択されました。日本政府もこの宣言の採択に賛成したのですが、先ほどもお話したように民族を定義するのはとても難しいことで、この国連宣言のどの条項にも先住民族の定義はありませんでした。そこで日本政府は、「アイヌ民族を先住民族として認めるべきだと思うが、政府はどのように考えているのか」という国会議員の質問に対して、「『先住民族』については、現在のところ、国際的に確立した定義がなく、宣言においても、『先住民族』の定義についての記述はないことから」、アイヌの人々が宣言にいう「先住民族」であるか答えることができない、と回答したわけですね。国連宣言の採択に賛成しておきながら、国連宣言に先住民族の定義がないからアイヌ民族が先住民族かどうかはわからないというのはさすがにひどすぎる、ということで、北海道選出の国会議員、当時は鳩山由紀夫さんもいたのですが、そうした議員たちが「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会」を結成して、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択しようと働きかけたところ、平成20年6月に衆参両院の満場一致でこれが可決されました。これによって日本政府も、「アイヌの人々が、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、総合的な施策の確立に取り組む」ことを明らかにし、8月に内閣官房長官の私的諮問機関を設置しました。これが「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」だったのです。

1年間の検討を経て内閣官房長官に提出された報告書は、アイヌの人々を先住民族として認識する意義をこのように説明しています。「今後のアイヌ政策は、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任があるということから導き出されるべきである」。要するに、近代国家、近代国家というのは国民国家と言い換えてもいいのですが、その国民国家の建設を急いだ明治政府が、蝦夷地を正式に日本の領土とし、アイヌの人々を日本国民に編入し、北海道開拓事業を進めた結果、アイヌの人々は従来のライフスタイルを維持できなくなり、土地の利用形態なども含む広い意味でのアイヌ文化が大きく損なわれることになったという歴史的経緯。アイヌ政策を実施しなければならない国の責任は、このような歴史的経緯に基礎づけられているのです。だからこそ、今回の講演のお話をいただいたときに、その歴史的経緯についてきちんとお話ししておく必要があると考え、このような内容になったわけです。

ちなみに、この有識者懇談会報告書は、そのような歴史的経緯から導かれる国のアイヌ政策の「扇の要」として、「民族共生の象徴となる空間」を整備するよう提言しています。内閣官房長官にこのような報告書が提出されてからは、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策

推進会議」が設置され、報告書における提言の具体化に向けた検討が進められています。この会場にもポスターがありましたが、これまでに、北海道の白老町、新千歳空港から高速を使って車で90分くらいの所にある町ですが、ここに「民族共生の象徴となる空間」、いわゆる象徴空間を整備すること、東京オリンピックが開催される2020年、平成32年までにオープンさせることが決定しています。推進会議では、アイヌ民族の歴史、言語をはじめとした伝統的文化、ライフスタイルを総合的に伝え、伝統的文化体験といったイベントなどもおして、少しでも多くの人々にアイヌ民族について理解してもらい、また、世界各国に暮らしている先住民族とも交流を深められるような、いわば先住民族テーマ・パークのような施設にしようと、色々な試みが検討されているようです。そこにはアイヌ民族に関する国立博物館も建設されることになっているのですが、こうした施策については、箱もの行政だろ、といった批判もないわけではないですね。でも、私がここで講演させていただいても、こんなにも多くの方々にお越しいただけるとは思っていなかったのですが、それでも1000人の方々にお話しさせていただくのが精いっぱい。象徴空間ができて、北海道を訪れる国内の観光客、さらには海外からの観光客が白老町まで足を伸ばしてくださって、そこでまたアイヌ民族の歴史や文化を理解していただくことで、アイヌ政策が進めやすくなっていく、持続可能なものになっていくのではないかと期待しています。夏も冬も北海道を訪れる観光客は増えているようですから、個人的には、象徴空間もひとつの有力な観光コンテンツになっていけばいいな、と願っているところです。などとお話ししているうちに、もう予定の時間を過ぎてしまいました。

現在の日本国憲法のもとでは、国のあり方を最終的に決定する権限、つまり主権をもっているのは私たち国民です。これが国民主権の意味ですね。ですから、アイヌ政策を持続可能なものとするためには、どうしても幅広い国民の理解と支持が重要になってくるわけです。その意味で、象徴空間が果たすべき役割は大きいだろうと思います。しかし他方で、有識者懇談会報告書には「国の責任」とありますが、国というのは何も日本政府だけを指しているわけではありません。国民主権である以上、国の責任と言うとき、国のあり方を最終的に決定する私たち国民の責任もまた問われてくるのです。それは、アイヌ民族の過去と現在、とりわけ明治から現在に至るまでの歴史的経緯について理解し、アイヌの人々、つまり、アイヌとして生きることを選択した人々、アイヌ文化を回復させていこうとしている人々がそのことによって理不尽な思いをすることのない社会にしていくことなのだろうと思います。そういう観点から、本日この会場にお越しいただいた皆さんには、今後もアイヌ民族、アイヌ文化に関心をもち続けていただいて、アイヌの人々の取り組みや、これから進められていくアイヌ政策を是非とも支援していただければ、と思います。

最後に、北海道ウタリ協会は、平成21年、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された翌年に名称を北海道アイヌ協会に戻しました。「先住民族の権利に関する国

連宣言」が採択され、先住民族を支援していく国際的な潮流ができ、差別体験のない若いアイヌの人々がアイヌとしてのアイデンティティを深めながら、伝統的文化を回復させるために、あるいは新しい文化を創造するために活動するようになってきた。そういう時代になってきたのだから、その先頭を走るべき協会が、露骨にアイヌの人々の団体だとわからないように「ウタリ」と名乗り続けているわけにはいかないだろう、ということで、名称を北海道アイヌ協会に戻したわけです。こういう形で、アイヌの人々も文化の回復に向けて力強くがんばっています。

本日お越しいただいた皆さんにも、アイヌ文化を回復させて、和人の文化とともに次の世代に伝承していけるような民族共生社会、多文化社会が実現できるようにご協力いただければ、と切に願っております。

以上で私のお話を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

<著作権>

本書は、各執筆者並びに公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が著作権を有します。転載・使用する場合には、当公益財団の許可を得て下さい。

Copyright © 2015

* All rights reserved. No part of materials may be reproduced without permission in writing from the publisher.

平成26年度 普及啓発講演会報告集

発行年月 2015年3月

発行 公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構

〒060-0001

北海道札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7(5階)

TEL (011) 271-4171 FAX (011) 271-4181

ホームページ <http://www.frpac.or.jp/> e-mail ainu@frpac.or.jp
